

「第284回判例・事例研究会」

テーマ「GPS 捜査と違法収集証拠の証拠能力」

日 時	平成31年1月23日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介

【事例】

裁判例	事件の表示 東京地裁平成26年(特わ)第1059号ほか 判 決 平成29年5月30日
事案の概要	<p>本件は、侵入窃盗及び車両窃盗、覚せい剤使用及び所持の各事実に係る窃盗、建造物侵入、覚せい剤取締法違反被告事件である。</p> <p>そのうち、覚せい剤取締法違反の各事実につき、GPS 捜査（被告人使用車両と窃盗共犯者の使用車両に、被告人らの承諾なく密かにGPS 端末を取り付けて位置情報を検索し把握する捜査）とこれに引き続いてなされた覚せい剤及び尿の押収手続が、令状主義及び違法収集証拠排除法則の観点から問題視された。</p>
前提知識	<p>1 最判 S53.9.7 刑集 32 卷 6 号 1672 頁 証拠物の押収等の手続に、憲法三五条及びこれを受けた刑訴法二一八条一項等の所期する令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合においては、その証拠能力は否定されるものと解すべきである。</p> <p>2 最大判 H29.3.15 刑集 71 卷 3 号 13 頁 個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着す</p>

	<p>ることによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるGPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分当たる（最高裁昭和50年（あ）第146号同51年3月16日第三小法廷決定・刑集30巻2号187頁参照）とともに、一般的には、現行犯人逮捕等の令状を要しないものとされている処分と同視すべき事情があると認めるのも困難であるから、令状がなければ行うことのできない処分と解すべきである。</p>
<p>判決内容 (要旨)</p>	<p>1 無令状による本件GPS捜査の違法性について 無令状により行われた本件GPS捜査は、強制処分法定主義（刑訴法197条1項ただし書）に違反し、違法である。</p> <p>2 違法収集証拠排除法則の問題について (1) 本件GPS捜査の違法性の程度について ①約1年9ヶ月（被告人の使用する車両にGPS端末が設置された期間でみて約半年）という実施期間、②合計約70台ものGPSが車両に取り付けられたという規模、③位置情報の精度が相応に高いこと、④警察内部の上司による事前承認は漠然としたものにとどまり、個別具体的な対象事件や対象者、対象車両はもとより、使用の終期についても一切定められていなかったこと、⑤警察官が私有地への立ち入りに関して連絡していないこと、⑥同意なく第三者の位置情報を取得することを禁止したGPS端末の契約約款に反していること、⑦GPS捜査の目的が、当初は、広域連続窃盗事件の捜査における証拠収集や犯人検挙であり、被告人に対する逮捕状が發布されて以降は主として被告人の所在確認及び身柄確保にあると認められ、いずれにしても現行犯人逮捕等の令状を要しないものとされている処分と同視すべき事情が認められないこと、⑧GPS捜査について警察組織全体で保秘の徹底を図って司法審査を困難にし、違法捜査の問題が生じ得ることを捜査検事の指摘を受けて把握した後の公判中にGPS捜査に関する捜査メモを廃棄したことなどから、本件GPS捜査の違法の程度は、令状主義の精神を潜脱し、没却する重大なものである。</p> <p>(2) 覚せい剤や尿の鑑定書等の証拠収集手続との関連性の程度について ①捜査本部が、本件GPS捜査によって、まずは被告人から覚せい剤など違法薬物の任意提出を受けて、違法薬物所持の事実により現行犯人逮捕することを方針としていたこと、②実際に、本件GPS捜査の結果を直接的に利用して被告人の所在確認及び身柄の確保がなされており、けん銃使用という別の重大な違法行為も加わってはいるものの、これらの結</p>

果を直接的に利用して、被告人から覚せい剤の所在を聞き出した上、任意提出の形式を取って、これを押収したこと、③被告人から覚せい剤を押収して約4時間後に、被告人から提出を受けて押収した被告人の尿に関する押収手続書類及び鑑定書類（甲第1号証ないし第5号証）についても、その間に覚せい剤使用の被疑事実についての令状請求及び令状発付などの司法審査が一切なされていないことなどから、覚せい剤や尿の鑑定書等の押収手続は、違法なGPS捜査によりもたらされた状態を直接的に利用して行われたものであるから、令状主義の精神を没却する重大な違法がある。

(3) 結論

本件GPS捜査及びこれに引き続く覚せい剤及び尿の押収手続には、令状主義の精神を没却する重大な違法があり、そのような違法な捜査と密接に関連する覚せい剤及び尿に関する証拠を許容することは、将来における違法捜査抑制の見地から相当でないと認められるから、上記各証拠の証拠能力は否定すべきであり、刑事訴訟規則207条により、排除するのが相当である。